

# 四日市港管理組合公報

第1050号

令和2年5月28日

木曜日

---

## 目次

---

訓 令

○会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

(総務課) 2

訓 令

四日市港管理組合訓令第4号

序 中 一 般

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年5月28日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令  
 会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年四日市港管理組合訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第5（第11条関係）			別表第5（第11条関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
夏季休暇	(略)	(略)	夏季休暇	(略)	(略)
<u>妊産婦の健康診査及び保健指導</u>	<u>妊産婦である会計年度任用職員が、経営企画部長の定めるところにより、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に定める保健指導又は同法第13条に定める健康診査を受ける場合</u>	<u>1日の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間</u>			
<u>妊娠中の通勤緩和</u>	<u>妊娠中の会計年度任用職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度により母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</u>	<u>正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間</u>			

別表第6（第11条関係）

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
妊娠疾病	女子の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(略)	(略)	(略)
骨髄等ドナー	(略)	(略)
備考	(略)	

別表第6（第11条関係）

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
妊娠疾病	女子の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(略)	(略)	(略)
骨髄等ドナー	(略)	(略)
妊産婦の健康診査及び保健指導	妊産婦である会計年度任用職員が、経営企画部長の定めるところにより、母子保健法第10条に定める保健指導又は同法第13条に定める健康診査を受ける場合	1日の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
妊娠中の通勤緩和	妊娠中の会計年度任用職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度により母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じ1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
備考	(略)	

附 則

この訓令は、令和2年6月1日から施行する。

---

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1  
四日市港管理組合経営企画部総務課  
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>

---